

Ⅷ 不在者投票に係る経費の請求

不在者投票を行わせるためには、投票用紙等の請求をしたり、不在者投票を送致したり、あるいは投票記載所を設備するのに費用がかかるため、指定施設の長(病院長、施設長等)は不在者投票にかかる経費を当該都道府県知事又は市町村長に請求することができます。

1 請求金額

不在者投票をした選挙人1人につき1,073円で、投票用紙等を請求しても選挙人が投票しなかった場合は対象外となります。

(市町村の選挙の場合、請求金額が異なる場合があります。)

2 請求先

(1) 都道府県知事に対して請求するもの

- ① 衆議院議員選挙(最高裁判所裁判官国民審査を含む。)
- ② 参議院議員選挙
- ③ 都道府県知事選挙
- ④ 都道府県議会議員選挙

(注) ①、②の場合、他の都道府県の選挙人であっても、指定施設が所在する都道府県知事あてに請求すること。
なお、(1)の何れかの選挙が同日となった場合は、まとめて請求することになります
(単価は一人につき1,073円のままで)

(2) 市町村長に対して請求するもの

- ① 市町村長選挙
- ② 市町村議会議員選挙

3 請求方法(長崎県知事に対して請求する場合)

(1) 当該選挙が終了したら直ちに(遅くとも20日以内に)請求書を提出してください。

(2) 請求方法

①必ず提出する書類

ア 請求書(様式7,45頁)

イ 内訳書(様式9,49・51頁)

②必要な場合に提出する書類

ウ 口座振替申込書(様式10,55頁)

※初めて請求する場合及び同申込書を提出した後、内容に変更があった場合のみ提出してください。

【注意】従前の請求書様式にあった「委任状」は廃止しました

③書類の提出方法

書類	提出方法（メール添付のファイル形式）	
請求書 （様式7）	電子メール(★) or 郵送	【提出先メールアドレス】 <u>senkan2@pref.nagasaki.lg.jp</u>
内訳書 （様式9）	電子メール(★) or 郵送	【郵送先】 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
口座振替申込 書（様式10）	電子メール(★) and 郵送	長崎県選挙管理委員会書記室 庶務啓発班 宛

※「メール or 郵送」＝メールと郵送のいずれかの方法で送付

※「メール and 郵送」＝メールで送付したうえで、郵送で紙を送付

★ワード・エクセル等で提出してください（PDFにしないでください）。

（3）請求に係る留意事項

・請求書及び口座振替申込書の口座名義は、必ず通帳の名義（フリガナ含む）と確認して提出してください。【円滑な支払いのため厳守願います】

・口座振替申込書を提出しない施設（新規・変更以外の施設）にあつては、電子メールによる提出にご協力をお願いします。

・メールで提出するにあたり、メール件名に「請求書」という文字がある場合、県のメールセキュリティシステムによりスパムメールと認識され、メールが届きません。したがって、メールの件名については次の例を参考に記載してください。

【メール件名の例】

『不在者投票特別経費：〇〇〇（病院・施設名）』

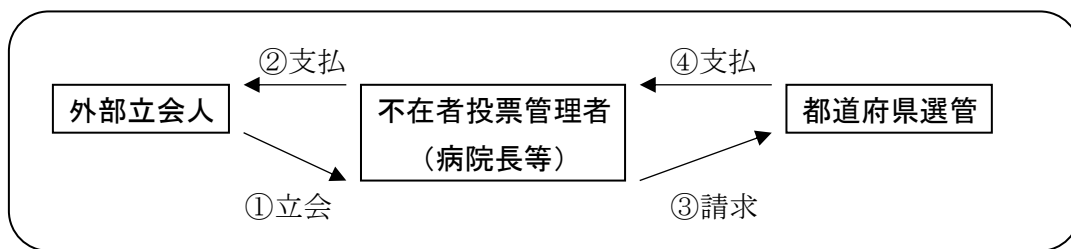
・市町村選挙において市町村長に対して請求する場合は、請求方法が異なりますので、請求先の各市町村選挙管理委員会に確認してください。

Ⅸ 外部立会人に係る経費の請求及び実績報告書の提出

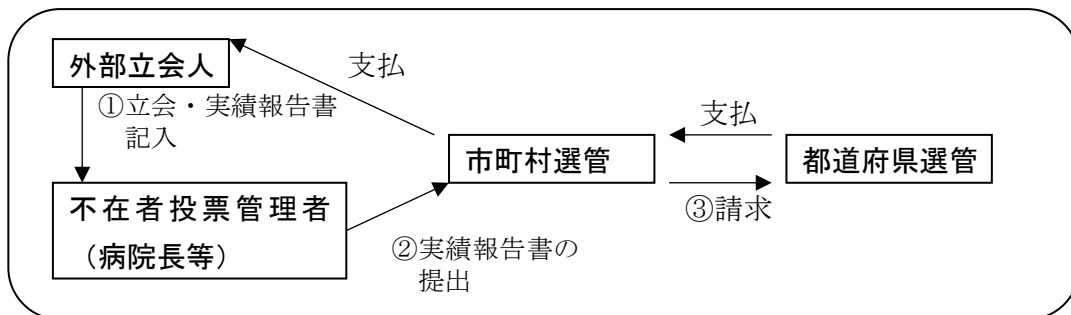
指定施設の不在者投票管理者が外部立会人を選任し、その選任した外部立会人に対して謝金及び旅費を支給した場合、指定施設の長（病院長、施設長等）はその経費について当該都道府県知事に一括して請求することができます。

また、市町村選挙管理委員会が外部立会人を任命した場合は、その経費を当該市町村が支払うため、指定施設の長（病院長、施設長等）は当該市町村に実績報告書を提出する必要があります。

【a. 不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法による場合】



【b. 市町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法による場合】



1 請求金額

外部立会人1人当たり、1日につき10,900円。

立会いが1日未満の場合の取扱いは、以下のとおり。

- 計算式 $10,900 \text{ 円} \times (1 \text{ 日当たりの従事時間}) / 8.5 \text{ h} = \text{経費}$ (円未満は四捨五入)
- 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間未満の場合は、1日とすること。

- 例1) 1回当たりの従事時間が、3時間25分だった場合。
3時間25分 → 4時間 (1時間未満を切り上げ)
 $10,900 \text{ 円} \times (4 \text{ 時間}) / 8.5 \text{ h} = 5,129.41 \text{ 円} \rightarrow 5,129 \text{ 円}$
- 例2) 1回当たりの従事時間が、7時間5分だった場合。
7時間5分 → 1日と換算 → 10,900円

2 請求先

(1) 都道府県知事に対して請求するもの

- ① 衆議院議員選挙 (最高裁判所裁判官
国民審査を含む。)
- ② 参議院議員選挙
- ③ 都道府県知事選挙
- ④ 都道府県議会議員選挙

(注) ①、②の場合、他の都道府県の選挙人であっても、指定施設が所在する都道府県知事あてに請求すること。(但し、補欠選挙を除く)
なお、(1)の何れかの選挙が同日となった場合は、まとめて請求することになります。
(単価は一人一日10,900円のままです)

(2) 市町村長に対して請求するもの

- ① 市町村長選挙
- ② 市町村議会議員選挙

3 請求方法（長崎県知事に対して請求する場合）

(1) 当該選挙が終了したら直ちに（遅くとも20日以内に）請求書を提出してください。

(2) 請求方法

①必ず提出する書類

- ア 請求書（様式8, 47頁）
- イ 内訳書（様式9, 49頁）【不在者投票特別経費と同時に請求する場合は不要】
- ウ 市町の選定通知の写し
- エ 謝金領収書の写し

②必要な場合に提出する書類

- オ 口座振替申込書（様式10, 55頁）【不在者投票特別経費と同時に請求する場合は不要】
- ※初めて請求する場合及び同申込書を提出した後、内容に変更があった場合のみ提出してください。

【注意】従前の請求書様式にあった「委任状」は廃止しました

③書類の提出方法

書類	提出方法（メール添付のファイル形式）	
請求書 （様式8）	電子メール(★) or 郵送	【提出先メールアドレス】 senkan2@pref.nagasaki.lg.jp 【郵送先】 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県選挙管理委員会書記室 庶務啓発班 宛
内訳書 （様式9）	電子メール(★) or 郵送	
市町の選定通知の写し	電子メール(PDF) or 郵送	
謝金領収書の写し	電子メール(PDF) or 郵送	
口座振替申込書（様式10）	電子メール(★) and 郵送	

※「メール or 郵送」＝メールと郵送のいずれかの方法で送付

※「メール and 郵送」＝メールで送付したうえで、郵送で紙を送付

★ワード・エクセル等で提出してください（PDFにしないでください）。

(3) 請求に係る留意事項

- ・ 請求書及び口座振替申込書の口座名義は、必ず通帳の名義（フリガナ含む）と確認して提出してください。【円滑な支払いのため厳守願います】
- ・ 口座振替申込書を提出しない施設（新規・変更以外の施設）にあつては、電子メールによる提出にご協力をお願いします。
- ・ メールで提出するにあたり、メール件名に「請求書」という文字がある場合、県のメールセキュリティシステムによりスパムメールと認識され、メールが届きません。したがって、メールの件名については次の例を参考に記載してください。

【メール件名の例】

『不在者投票特別経費：〇〇〇（病院・施設名）』

- ・ 市町村選挙において市町村長に対して請求する場合は、請求方法が異なりますので、請求先の各市町村選挙管理委員会に確認してください。

4 実績報告書の提出

bの方法(28条上段)による場合、指定施設の長(病院長、施設長等)は当該市区町村に実績報告書を提出する必要があります。市町村長に対して請求する場合は、請求先の市町村選挙管理委員会に確認してください。

実績報告書(例)

実績報告書	
報告先	〇〇市(町・村)選挙管理委員会委員長
不在者投票立ち会いの実績	
立会日	令和〇〇年〇月〇日
立会時間	午前〇時～午後〇時
立会場所	〇〇病院内
外部立会人氏名	〇〇 〇〇
不在者投票者総数	〇人
要した経費の額	×× 円
令和〇〇年〇月〇日執行の〇〇〇〇〇〇〇〇選挙における不在者投票立会人に係る経費を上記のとおり報告します。	
令和〇〇年〇月〇日	
(外部立会人)	
氏名	〇〇 〇〇 〇印
住所	〇〇
振込先	〇〇銀行〇〇支店 口座番号××
上記のとおり不在者投票に立ち会ったことを認めます。	
不在所投票管理者氏名	〇〇 〇〇 印
不在者投票施設名称	〇〇病院
所在地	〇〇

5 その他

外部立会人に謝金や報酬等を支払った場合は、一定額以上であれば源泉徴収の対象となりますのでご留意ください。(詳しくは、税務署に相談してください)